

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

ひとり親世帯生活支援給付金 のご案内

射水市では、「富山県ひとり親世帯生活支援給付金補助金」を活用し、対象となるひとり親世帯に対し、以下のとおり給付金を支給します。

1. 支給対象者

■ひとり親世帯臨時特別給付金(*)の「基本給付」の支給を受けている方（現在申請中で、支給を受ける予定の方を含みます。）

(*)国の事業により支給される給付金

2. 支給額

1世帯当たり **3万円**

※対象児童の数にかかわらず、金額は一律です。

3. 給付金の支給手続き

■給付金は申請不要で受け取れます。

※国の臨時特別給付金の受取口座に振り込みます。

■引っ越しに伴う転入・転出や、婚姻による資格喪失などにかかわらず、国の給付金の支給を行った富山県内の自治体から、3月中に支給されます。

【ご注意ください】

- 国の臨時特別給付金の支給を受けるに当たって指定していた口座を解約又は名義変更している場合は、振込指定口座の変更を市に届け出ください。
- 給付金の支給を希望されない方は、その旨を、市に届け出ください。



「ひとり親生活支援給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに県や市町村（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。